

<別紙1> 2023年度の具体的とりくみについて

連携会議が現在のスタイルとなってから15年目となりましたが『石狩市の子どもたちのために、できることからはじめよう』を合言葉にし、会をすすめていきたいと考えます。

その柱として、①子どもの学ぶ権利の保障、②生活の場としての学校づくり、③市内各校事務職員が連携して取り組む（学校事務の確立のため）、の3点を掲げ、活動を推進していくこととします。

これらの柱を具体化する取り組みとして①学校財政と学校事務の状況調査、②調査活動の分析に基づく要望実現のための市教委との連携、③予算要望、④「事務をつかさどる」の具現化に向けた実践、⑤実践交流、の5点を軸に活動していくこととします。

また今後、石事協から出される方針にもとづき取り組みに加えていきたいと考えています。

(1) 学校財政と学校事務の状況調査

調査活動の目的は、①実態の分析②課題の掘り起こし③具体的改善方法を探ること、にあります。日常の業務を推進する上で、小さな疑問点は数多く存在しますが、それを見過ごすか追及するかが改善の分かれ目となります。連携会議設立当初に比べると具体的な調査数は減少傾向にあります。これは課題が見当たらなくなったということではなく、より困難な課題が残っている状況であると考えられます。一つの調査を実施すると、その結果から新たな課題が見えてくることが多いことから、調査活動は連携会議の重要な柱といえます。

→公費化教材・消耗品等調査

→市内で統一する公費化教材

<小中学校共通>	半紙、フラットファイル、用紙代
<さらにとりくめる学校>	白画用紙、ミシン糸、糸のこ刃

(2) 調査活動の分析に基づく要望実現のための市教委との連携

設立当初より教育行政への課題提起として「提言」を作成し、それをもとに市教委と課題解決を図ってきました。過去の提言から学校事務業務の改善が図られてきたことも多数あります。

しかし、このコロナ禍において2018年度の提言「教育委員会・学校間の文書送達」以降、分析が十分に行えないことを理由に提言を行っていません。また連携会議内部においても積極的に提言を行うより要望活動をすすめるべきとの声もあります。

今後は調査分析活動をすすめながらも、教育長との懇談の場や市教委との連携を図りながら学校財政財務活動や学校事務業務の改善を行っていきたく思います。

※学校教育課において①会議場所の提供を拒む、②説明を求めても直接の説明を拒む、などこちらから連携を求めているにも関わらず、うまくいっていない状況になりつつありますので粘り強く以前の関係に戻るよう働きかけていきます。

(3) 予算要望

円滑な学校運営を支える予算と、その裏付けとなる予算要望は学校運営の根幹といえます。したがって、連携会議としても一定の時間を割いて論議を深め、説得力ある予算要望書作成に取り組む必要があります。また、今日の家庭経済状況から、保護者負担軽減（公費化）について共通認識を図ることも重要な課題となっています。連携会議では、市内教育予算要望委員会の構成メンバーである石狩市教育振興会学校事務部会（石狩市公立小中学校事務職員協議会）の委託を受けるという形式で予算要望資料を作成していますが、予算要望活動は全道的には事務職員の学校財政財務活動の中核をなす業務と位置付けられていることから、連携会議にとってたいへん重要なとりくみと考えます。

→子どもの教育権（学習権）保障の観点を重視し、保護者負担の軽減・公費化につながる予算要望

(4) 「事務をつかさどる」の具現化に向けた実践

2017年（平成29年）4月に学校教育法が改正され、学校事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」になりました。

また2023年4月より石狩市においても「事務職員の職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱」が制定されました。

私たちがこれまですすめてきた「働き方」は大きく変わることはないですが、石事協をはじめ全道各地の情勢を見極めながらとりくみをすすめていきます。

また、「いしかり子どもアンケート」について研究部より別途提案はされますが、①昨年度実施を受けた学校のとりくみ、②今年度のアンケートの実施（秋ごろ）を予定しています。

(5) 実践交流

連携会議は研究組織ではありませんが、原則1校1名配置の事務職員にとってOJTには限界があり、他校の実践交流をはじめとする研究・研修が必要不可欠です。したがって、連携会議の活動を市事協の研修活動とリンクさせ、学校事務の職務確立に資する活動をすすめる必要があります。連携会議は、市事協主催の夏季研修会の企画・運営を行っています。夏季研修会では、連携会議でより深く論議を行いたい事項や事務職員の実務としての日常実践の交流などを行っています。

(6) その他

申し合わせ事項として、市事協・連携会議の双方はお互いの活動や取り組みをそれぞれの活動や取り組みとして発表・報告することを可とします。